

Actus Newsletter

令和5年分 年末調整のポイント



経理や人事部門における12月の大きなイベントが「年末調整」です。基本は年に一度の業務でありその内容を忘れがちですし、事前の資料収集など業務も煩雑です。最近では電子化を加速させる改正も行われております。そこで今回は、間近に控えた令和5年度の年末調整の変更点やポイントについてお伝えしていきます。

■令和5年度からの変更点

●扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲の見直し

令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、年齢16歳以上30歳未満の人、年齢70歳以上の人に加えて、30歳以上70歳未満のうち、次の①～③のいずれかに掲げる人とされました。

①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

●住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の要件のうち、下記の点が変わりました。また、令和5年1月1日以降に取得した住宅については、年末調整時に提出していた「借入金残高証明書」の添付が不要となりました。

- ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下へ変更
- ・借入限度額は住宅性能や居住開始年別に変更となり、控除率は1%から0.7%に変更
- ・控除期間について新築住宅は13年に延長、中古住宅は従来どおり10年
- ・「認定住宅」に加え、「ZEH水準省エネ住宅」と「省エネ基準適合住宅」が追加

■年末調整の電子化への対応

煩雑な年末調整手続きの簡便化効率化のため、令和2年10月から年末調整書類を電子で作成・申告を行うことが可能となりました。また、令和3年度分より、2年前に発行した給与の源泉徴収票等の法定調書が種類別に100枚以上ある企業は、法定調書の電子申告が義務化され、年末調整業務についても書類の電子データでの作成提出について税務署長の承認が不要となり、電子化に向かう環境整備がされました。

法定調書の作成提出業務だけでなく、年末調整業務からの一連の業務を電子化するメリットは大きく、e-TAXの法人利用率が87.9%(令和3年度分)と年々電子化の流れが進んでいます。現時点では法定調書の電子データでの申告が義務化の対象ではない任意の企業でも、今後は年末調整を含めた電子化のより一層の推進が予測されます。

■年末調整の誤りやすいポイント

●扶養親族の要件となる「生計を一にする」の判定

扶養親族で要件となっている「生計を一にする」ことについては、必ずしも同一の家屋に起居しているというだけではなく、勤務や修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない場合であっても、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

●遺族年金のある母親の扶養親族判定

合計所得金額の金額で該当を判定する扶養親族や控除対象配偶者について、その金額に所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれません。よって、非課税所得である遺族年金は含めずに扶養親族の判定をすることになります。

●共働き世帯において、子供がいる場合の所得金額調整控除の計算

共働き世帯において扶養親族の「扶養控除」の適用は、夫婦のいずれかで受けることとなります。一方、所得金額調整控除(子ども等)の適用においては、扶養控除と異なり、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けることができます。

●扶養親族としている子どものアルバイト収入

扶養親族となるためには、対象者の合計所得金額が48万円以下(給与収入が103万円以下)でなければならないため、子どものバイト収入がその金額を超えていないか正確に把握する必要があります。

●親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金

給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の方が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

Q1. 手書き年末調整書類や郵送受領の控除証明書類をスキャンしたデータを原本とすることはできますか。

A 従業員が手書きで書いた年末調整書類については、「**電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置**」を講ずることで**スキャンしたデータ**を原本とすることができます。

具体的には、提出された電子データが従業員本人から提出されたことが確認できるよう担保しておくことです。例えば、マイナンバーカードを利用して申告書情報に電子署名をする方法や、年末調整申告書データそのものにパスワードを付すなどという方法を取る必要があります。

なお、**郵送で受領した控除証明書類はスキャンしたデータを原本とすることはできません。**

Q2. 年末調整の電子化が進んできているようですが、企業と社員それぞれどんなメリットがありますか。

A それぞれ次のようなメリットと注意点があります。

	電子化のメリット	電子化の注意点
従業員側	<ul style="list-style-type: none"> ・控除証明書類等が電子で発行されたものを添付すれば年末調整手続きが行えるため、自ら書類の保管・集計・計算を行う必要がない。 ・ソフトの指示に従って入力すれば作成できるので、手間が削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部、控除証明書類等のデータ化が対応していない発行体がある。
企業側	<ul style="list-style-type: none"> ・入力項目の漏れ・誤りの検知はシステムで担保され、検算作業や他システムへの入力作業が低減し、担当者の事務負担が軽減できる。 ・従業員の記載誤りが減ることで、修正依頼や内容の問い合わせ事務負担も減少する。 ・書類を紙保存する必要がなくなるため、保存スペースを圧縮できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入する年末調整のソフトが、自社で利用している他システムとの連携が対応しているかを確認する必要がある。

Q3. 年の途中退職する従業員について、再就職が決まっていな時は年末調整を行うことはできますか。

A 年の途中で退職した人のうち、退職した会社で年末調整の対象となるのは、次の①～④に該当する人ですので、再就職が決まっていなだけの方については年末調整を行うことはできません。

①**死亡により退職した人**、②**著しい心身障害のために退職した人**で、その退職の時期から**本年中に再就職が不可能と認められ**、かつ、**退職後本年中に給与の支払を受けないこと**となっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、**本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下**である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。)

Q4. 令和5年中に海外転勤する従業員に対する年末調整は、いつまでに行うのでしょうか。

A 「扶養控除等申告書」を提出している人が海外支店等の転勤で出国することにより非居住者となる人については、**出国する時まで**に年末調整を行います。

Q5. 国税庁が年末調整用のソフトを用意しているようですが、どのようなものでしょうか。

A 国税庁が配布している年末調整書類作成支援アプリ「**年調ソフト**」は無料で利用することができます。「年調ソフト」を使って作成することで、**控除額の計算、扶養親族等の年齢の判定、控除が受けられるかの判定**などを自動で行うことができます。給与ソフトなど、他システムへの連携機能は無く、あくまでも年末調整の書類のみを作成するアプリのため、電子化のメリットの享受は限定的ではありますが、紙での保管・確認作業や、従業員の記載誤りなどによる手戻り作業を削減できる効果が期待できます。



アクタス 税理士 法人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <https://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂事務所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号

【立川事務所】 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F

【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F

【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F

TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

TEL:06-6676-8172 FAX:06-6676-8173

TEL:0265-59-8070 FAX:0265-59-8077

アクタスウェビナー
動画配信はこちら

